令和３年１月８日

来訪される皆様

信州上田医療センター院長

松本・佐久圏域における「新型コロナウイルス特別警報」の発出を踏まえた対応について

令和３年１月５日付新型コロナウイルス感染症長野県対策本部の公表によると、松本圏域において、直近１週間（12月29日～1月４日）の新規陽性者は人口10万人当たり12.8人となり、既にレベルの引き上げがあった佐久圏域に加え、松本圏域の感染警戒レベルをレベル４に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」が発出されました。

そのため、当院におきましても、来訪される皆様の健康管理の観点から、当面、来訪をお控えいただくか、以下の地域からやむを得ず来訪される場合にあっては、現在実施している毎日の検温チェックに加え、自費による抗原検査を実施していただきます。

なお、検査方法につきましては、関係職員にご相談ください。

ただし、定期的な納品や手術等の立ち合いなど、対象地域外からの代理人への切り替えが難しい場合は、感染リスクが高まる「５つの場面」に遭遇しないよう行動制限に努めていただき、その都度、「来訪者体調等申告書」をご提出くださいますよう、よろしくお願いいたします。

引き続き、感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意いただくとともに、発熱等の症状があり、心配な時は速やかに自宅待機し、保健所等に電話でご相談ください。

（松本圏域おける対象地域）
・松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
（佐久圏域における対象地域）
・小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町

（※）感染リスクが高まる「５つの場面」とは、①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

感染リスクが高まる「５つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば５人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

松本圏域に「新型コロナウイルス特別警報」を発出します

令和３年１月５日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

１　趣旨

松本圏域においては、11 月 24 日に感染警戒レベルをレベル３に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発出したところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近１週間（12 月 29 日～１月４日）の新規陽性者は 54 人となっており、人口 10 万人当たり 12.81 人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル４に引き上げる目安となる基準に該当し、また、集団発生や多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要」な状態であると認められます。

したがって、松本圏域の感染警戒レベルをレベル４に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出します。

２　松本圏域における県の対策強化について

松本圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。松本圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力ください。（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和２年長野県条例第 25 号）第５条に基づく感染症対策として実施するものです。）

①　高齢者や基礎疾患のある方へ感染リスクの高い行動の自粛について協力を要請します
②　感染拡大地域への不要不急の訪問の自粛について協力を要請します
③　感染拡大予防ガイドラインの遵守及び会食における基本的な感染防止策の徹底について協力を要請します
④　職場での感染防止対策の徹底をお願いします
⑤　クラスター対策のさらなる徹底を行います

①　高齢者や基礎疾患のある方へ感染リスクの高い行動の自粛について協力を要請します

（特措法第 24 条第９項）

松本圏域にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、感染リスクの高い行動（人混みなどの３密となる場所への訪問、人との距離が十分に保たれない長時間の会合など）の自粛を要請します。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないよう、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。さらに、これらの方を雇用している事業者の皆様は、職場における感染リスクの低減など、できる限りの配慮をお願いします。

（高齢者や基礎疾患のある方等
65 歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30 以上）の方）

②　感染拡大地域※への不要不急の訪問の自粛について協力を要請します

（特措法第 24 条第９項）

感染拡大地域への不要不急の訪問については自粛をお願いします。

また、感染拡大地域と往来された方は、高齢者や基礎疾患のある方等がいるご家庭への訪問を控えるとともに、健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。

※ 直近１週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県

③　感染拡大予防ガイドラインの遵守及び会食における基本的な感染防止策の徹底について協力を要請します　　**（特措法第 24 条第９項）**

松本圏域の事業者の皆様に、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

また、会食については、感染リスクを下げるために十分な対策を行うようお願いしているところですが、松本圏域にお住まいの皆様は、会食を実施する必要がある場合は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いします。

④　職場での感染防止対策の徹底をお願いします

職場においては、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止策を徹底してください。

事業者においては、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より少なくなるよう努めてください。

⑤　クラスター対策のさらなる徹底を行います

濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施します。

また、クラスター対策チーム（CCT-Nagano）を機動的に派遣するほか、迅速に入院・入所が進むよう取り組み、そのために必要が生じた場合は、松本圏域に他の圏域からの応援職員を派遣することなどにより、保健所の人員等の体制を強化します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

（参考）

感染警戒レベル４の圏域　２圏域

佐久圏域、松本圏域

感染警戒レベル３の圏域　８圏域

上田圏域、諏訪圏域、上伊那圏域、
南信州圏域、木曽圏域、北アルプス圏域、
長野圏域、北信圏域

■・・・感染警戒レベル４の圏域
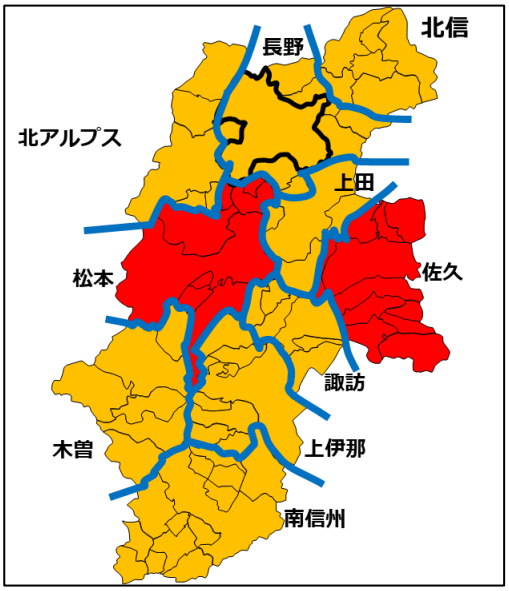
■・・・感染警戒レベル３の圏域